
平成22年度第3回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成23年2月28日(月) 午後7時00分～午後8時25分

場 所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者 傳法公麿会長、渡邊信善副会長、佐々木春代委員、柴田由美子委員、砂子タケ子委員、西野悦子委員、山本勝美委員、浅井秀樹委員、西陽子委員、三島照子委員、向井邦弘委員、(欠席：大森千鶴委員、松永大委員、細川修次委員、丸山孝志委員)

【事務局】 企画経済部長 佐々木隆哉、協働推進・市民の声を聴く課長 上ヶ嶋浩幸、協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、田村奈緒美

傍聴者 0人

=====

【傳法会長】

それでは時間になりましたので、これより平成22年度第3回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。皆さまには大変遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございました。

先に出欠状況を申し上げますと、細川委員と丸山委員が本日は欠席というお知らせをいただいております。そして西野委員が少し遅れるということのようです。大森委員と松永委員は連絡はございませんが、たぶん遅れて来られるのだらうと思いますので、先に始めさせていただきたいと思います。

今日の議題ですが、第2回審議会の最後のほうで意見をいただきました、この市民参加制度調査審議会のあり方を今後どのようにしていったらよいのかということについて皆さんのお考えをお聴かせいただきたいと思います。少し遅くからの開始ということもありますので、できれば8時半くらいを目途に終了したいと思いますので、ご意見をいただき、円滑な審議を進めるためのご協力をお願いいたします。それではさっそく資料について事務局より説明をお願いします。

【事務局(田村主査)】

資料の2ページをご覧ください。資料1の平成22年度第2回市民参加制度調査審議会での発言要旨についてです。こちらは前回の審議会での三島委員からのご発言と事務局の回答についてまとめたものでございます。のご意見が「条例制定から8年が経過し、市民参加手続をしなければならないことは市職員は認識している。調査審議会として、まだ調査しなければいけないのか。」そして、のご意見が「きちんと手続されていることが多いし、検討結果を見ても、行政側はきちんと返している。事細かくお目付けしていく必要があるのだろうか。」ということで、とは審議会の必要性や審議内容について疑問に感じていらっしゃるというご意見です。は「市職員の中には、市民側から他の方法について提案しても、一番力がある審議会に諮れば市民参加条例に則っていると言い切る職員がいて、逆に悪用されているような雰囲気がないところもない訳ではない。」ということで、では、のご意見とは反対に、市職員の制度運用に対する不安も残

っているというご意見になっています。 は「市民の声を聴く課でチェックがなされていないものだけをこの審議会で議論するとか、人数を少なくして、2年ごとに変わるのではなくて専門的な人たちで審査することではいけないのか。」ということで、審議方法や審議会の体制の見直しについてご提案をいただいております。 と の「まだ調査する必要があるのか、お目付け役の必要があるのか」という発言に対して、事務局から「事務局サイドで答えを出すのではなく、審議会で議論いただくべき事項だと思う」という回答をさせていただいております。 の「市民の提案を聴き入れずに、審議会に諮れば制度に則っていると言いきる職員もいる」というご発言に対しては「制度を盾にして、もっとよい方法があるのにやらないということがあるならば、それはこの審議会で取り上げる対象になる」という回答をさせていただきました。 の審議方法や体制の見直しのご意見を含めたこれまでのご発言に対して、「市民参加制度のしくみをどのようにしていくかは次回議論したい」と会長が締めくくっていらっしゃいます。

次に3ページの資料2をご覧ください。すでに皆さまご存じのことと思いますが、改めてこの市民参加制度調査審議会について確認していきたいと思っております。市民参加制度調査審議会は「市民の声を活かす条例」の第4章に掲載されております。審議会の設置については第28条に規定しております。この審議会でご議論いただく内容は、 が市民の声を活かす条例や規則の改正や廃止など市民参加制度の改正に関することです。 が市民参加手続の実施運用状況の評価について、 としてその他市民参加制度の推進に関して必要な事項となっております。委員については条例第29条に定めております。人数は15人以内で学識経験者、団体推薦者、一般公募、市職員で構成し、一般公募は5人以上、市職員は2人以内、男女の別の人数はお互いに委員総数の4割を下回らないこととしております。委員の任期については第30条に定めております。1期2年間で、2期以上連続して再任することはできません。市職員は充て職になっておりますので、この規定からは除かれます。審議会委員には石狩市の別の条例(石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例)の定めるところによりまして、報酬と交通費をお支払いしております。会議内容を改めて確認します。資料に掲載しておりますのは第5次の調査審議会での会議内容です。1年目、2年目ともに、第1回では、前年度の実施運用状況報告を行い、1年目の第2回、第3回では個別案件の検討、2年目の第2回では答申に向けての議論を行い、第3回で答申案を示して検討、答申ということで計画をしております。次に(2)の審議会運営における現在の状況です。改善の余地はありますが、ここ数年の実施運用状況は概ね良好であるという評価をいただいております。また、マニュアルを改訂して職員に周知するとともに、制度の運用について職員研修を行ったりしていることもありますので、市職員には制度がある程度行き渡っているし、市民の声を聴く課が手続全般に関わることをルール化していますので、手続上のミスなどはほとんど見られなくなっているという評価をいただいております。以上が第4次の調査審議会を含めた最近の審議会での状況になります。資料の説明は以上です。

【傳法会長】

ありがとうございました。ただいまご説明をいただきましたように、第2回の審議会で個別の事例についていろいろと意見交換をしたりわからない点について質問したりということをしてきましたが、最

後のほうにこの審議会自体をこれまでと同じように続けていく必要があるのかどうかということについてのご意見をいただきまして、その内容が先ほど事務局から説明がありましたが資料の2ページに書いてあるものです。このまま続けていくのかというご意見をいただき、時間が経ってしまいましたが、第3回目の審議会でその内容について議論したいということで本日に至ったわけです。皆さんには事務局から出された資料と説明を参考にしながら、この審議会をこの後にどのように進めていったらよいかということについてのご意見をいただきたいと思います。

この後はざっくりばらんに審議会をどう進めていったらよいかということをお聴きしていきますが、進め方について何かご質問はございますか。特に無ければ、このまま進めさせていただきます。

= 西野悦子委員 出席 =

今の審議会は第5次になりますが、ここに至るまでに審議会としてどのようなことが審議され、それに対してどのような対応をしてきたかということについてまとめていただきたいと思います。それが当日配布の両面で3枚綴りの、審議会からの答申および提言内容と市の取り組み状況という資料となっております。これを見ていただきますと、これまでの間にどのようなことが具体的に審議されてきて、どのように改善されてきているかということがおわかりいただけると思います。まず事務局に第1次から第4次までの主だったものについて説明をいただきたいと思います。

【事務局（田村主査）】

それでは本日お席のほうに置かせていただきました資料の、審議会からの答申および提言内容と市の取り組み状況の説明をさせていただきます。1ページと2ページの上段が第1次審議会からいただいた答申と提言になります。第1次の時は、制度が始まって間もないこともありましたが、手続き上のミスなどについての指摘が多くなっております。1ページの(1)の2にパブリックコメントを行なったときに、意見を踏まえずに原案を修正した例から、職員に対する教育、研修、あるいはミスの再発防止策などを講じるべきであるということ。そして8の審議会では傍聴者への利便の提供、傍聴者の絶対数が圧倒的に少ないということで、効果的なPRを検討すべきではないかという答申をいただきました。これについては、個別のアドバイスを行なっているほか、平成17年度には市長から全課長職を対象とした研修を行いました。また、指摘事項を踏まえてマニュアルを改訂し、全職員対象の庁内説明会をほぼ毎年開催して周知を行っております。公募委員を掘り起こすことと審議会への理解を深めるために、年度初めに一括して公募予定の審議会を公表いたしまして、公募される希望のある方を事前登録して、審議会の開催や委員募集を個別に案内する応募希望者登録制度を実施しております。詳細は広報の4月号に掲載いたしますのでご覧ください。次に2ページの(2)の1では審議会委員の過度な掛け持ちや再任が見られるので、それらについての一定の線を出すべきだというご提言をいただきました。こちらについては平成18年度に審議会についてのガイドラインを作成いたしました。この中で審議会の性質に応じた運営方法や掛け持ち、再任の基準を設定しております。4では、パブリックコメント手続のテーマによっては特定の関心層に重点的に働きかけをしたり、関係の深い方々に個別にご案内するような取り組みも必要であろうというご提言をいただいております。

個別相談でのアドバイス、テーマに関連する団体には別途その団体から意見を聴く機会を設けたり、施設に係る案件でパブリックコメントを行うときにはご案内を対象の施設に掲示して、できるだけ関心のある方への周知を図るようにしております。次に5ですが、パブリックコメント手続を全庁的な立場で推進、調整するような組織を設けるべきで、広聴部門と市民参加部門の統合などが必要なのではないかというようなご提言をいただきました。こちらは、広聴と協働と市民参加のすべてを一体的に進めていくという観点から、平成19年10月に協働推進・市民の声を聴く課で担当するようになっております。そして、市民参加手続について庁内各部からの情報を集約し、情報の公表をしていくように一元的な管理運用をしていくように改善いたしました。次に2ページ下段と3ページが第2次審議会からいただきました答申になります。一番大きなご指摘としては(3)の1です。パブリックコメントをいただいても、その中には求めている内容と違う意見、どちらかという提言的なご意見が入っているということについて、簡単に切り捨てるのではなくて一部分でも活かすように市役所の中できちんと検討すべきであるというご提言をいただきました。こちらは、パブリックコメントの情報の一元化に伴い、市民の声を聴く課のほうですべてのご意見の確認ができますので、問題点があれば所管課のほうに注意を促しております。また、(4)の1のパブリックコメント手続の活性化についてですが、パブリックコメントの意見をより多くいただけるために、過去にご意見をくださった方に対して個別のご案内を差し上げたり、その期間中にその案件についての意見交換会も同時に開催して、より意見を出しやすい環境をつくるという取り組みをしております。(4)の3では、審議会などの開催については事前に日時や場所、案件などを公表するという事になってはいますが、直前にならないと公表されないというケースがいくつか見られたということから、研修会で各所管課の注意を促すとともに、市民の声を聴く課の情報の一元管理をしておりますので、これによって情報発信の遅れをできるだけ出さないように運用をしてきております。次に4ページと5ページが第3次審議会からいただきました答申です。第3次審議会からは、平成17年度と18年度の市民参加手続の実施状況、市民の声を活かす条例が施行されてから5年を経過した時点での総括的な評価、市民参加制度の見直しについての3点について答申をいただきました。一番大きな内容が、5ページにあります制度の見直しです。答申にありました、施設の新増設や休廃止、他の制度に基づいて市民参加手続を実施する場合は他の制度の定めによるということなどの内容を反映した改正案を、平成19年度の第4回の審議会で諮問しまして、妥当であるとの答申をいただいております。これを受けまして、平成20年4月にパブリックコメント手続を実施いたしました。条例の改正案は平成20年第2回定例市議会で可決され、平成20年7月に条例改正をしております。少し戻っていただいて、4ページの下段に、条例施行後5年が経っての総括的な評価として、条例の市民への浸透状況、条例の効果、審議会、パブリックコメント、あい・ボードの運用状況の5点について答申をいただきました。条例の市民への浸透状況と効果については市民の認知度を上げる努力と条例の具体的なメリットを感じられるような場面を作ることが必要というご提言がありましたので、条例などの改正の周知に合わせて、改めて広報などでの啓発を行なうとともに、市民が意見を出しやすい仕組みについて検討していきたいと考えております。最後に6ページが第4次審議会からいただきました答申の内容です。市民参加手続

マニュアルの改定、職員研修の充実、市民の参画意識を高めていくためにという3点について答申をいただき、審議会運営についてご提言をいただいております。行政活動の中における市民参加手続の位置付けを明確化する、意見交換会を手続の手法に加えるなどの内容を反映した市民参加手続マニュアル2010を作成いたしました。マニュアルは市ホームページに掲載しておりますとともに、希望される方には冊子を配布する旨の記事を広報に掲載いたしました。また、マニュアルを使つての職員研修を昨年7月に実施しております。この中で審議会委員のご参加もいただきました。以上が審議会からの答申と提言に対する市の取り組みについての説明になります。

【傳法会長】

ありがとうございました。私自身が第4次の審議会からしか加わっていないということもあって、それ以前の活動を知らなかったということもありましたので、この資料を作っていただきました。ご覧いただいておりますことと思いますが、第1次の審議会からは、手続のほかにも不足しているものについてもいろいろと答申をいただいております。全体的に流れていきますと制度として定着してきつつあるということにお気づきいただければと思います。

それでは今後のあり方について具体的に意見交換をさせていただきたいと思います。改めて確認ですが、議事録作成のために録音しておりますので、私が指名してからご発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。最初に、これまでの取り組み状況についてご質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

私から質問ですが、4ページ、5ページにある5年が経過した時点での総括的評価についてと市民参加制度の見直しについてというのは第3次審議会からいただいた検討内容ということになりますか。

【事務局(田村主査)】

はい、そうです。

【傳法会長】

わかりました。そうすると、私たちも見直しの検討をしていますが、前にも見直しをしながら制度として充実を図ってきたという経緯を見ていただければと思います。

何か資料についてのご質問はございますか。わからないところがあればお出しいただくということにしまして、この審議会のあり方について具体的に4つのご意見をいただいております。それが資料2ページの から で、特に につきましては虎の威を借りてというようなことはダメですということですから、これはよろしいかと思いますが、 と につきまして皆さんはどのように感じられたかご意見をいただければありがたいと思います。

【渡邊副会長】

前回出された意見はもっともな意見だと思いますが、この制度そのものの根本にあるところは、従来の行政丸抱えのまちづくりから脱皮して、財政的な面も含めていろいろ状況が変化していることもあって、行政と住民とが役割を分担してそれぞれが責任を持ってやっていこうというようなところがあると私は理解しています。制度自体は否定するものではありませんし、ますます必要になってくる

だろうと考えておりますが、このような制度を進めていくためには時間と経費がかかりますので、一番心配なのは、実際に深く関わっている職員がアライブづくりに利用することもあるでしょうし、他の仕事をしているわけですから、この制度を理解することも大変だということが時には出てくると思います。情性に流れてしまうこともあるのではないかと考えてしまいます。ですから、この制度を監視していく当審議会は廃止するという方向ではなくて、見直して、きちんと見ていく必要があるかと私は考えます。ただ現在、委員が15人いますが、果たして15人必要なかどうか、それから推薦団体も同じ団体が継続してきているということであれば、団体は他にもたくさんありますので何期かごとには変更して、この審議会にできるだけ多くの市民に参加してもらっているいろいろな意見をいただくということがよいのではないかと考えています。

【傳法委員】

ありがとうございました。これまでの審議会の流れを見ていただいているというところでご意見をいただきました。

【浅井委員】

この審議会を続けたほうがよいかどうかということであれば、やめるということは時期尚早だと思います。私は今期からの参加でまだ1年しか経っていませんので、それまでの議論の経過は全然わかりませんが、この場で話し合っていくテーマはまだまだありそうな気がしますし、やめるということは時期尚早だと思います。ただ、副会長がおっしゃるようにメンバー構成が現状のままでよいかということはありません。私もいろいろな審議会への参加経験がありますが、この審議会よりもずっと少ない人数できちんと運営されてきております。この審議会はあったほうがよいと思います。

【傳法会長】

ありがとうございました。市民の声を聴くという意味で必要ということですね。他の皆さんはいかがですか。

【向井委員】

今回、傳法会長のお取り計らいで第1次から4次までの集約したものをいただきました。これを見ますと、1次から3次くらいまでは熟成していないせいかこの制度に対する意見が多かったようだけれども、第4次と今の第5次ではかなり熟成された中での議論になっているのではないかと思います。審議会自体が必要か否かというところは私も判断できませんが、今、15名いる委員はもう少し少なくてもよいのではないかと考えております。この審議会の審議内容は市民参加制度ということで委員の割合が一般公募が5名以上となっていますから、5名までは必要ないかもしれませんが、ある程度は多くしてもよいのではないかと考えています。

【傳法会長】

ありがとうございました。今、一般公募の方は6名加わっていただいていますね。将来的には女性委員を増やしていくという市としての計画もあるのだそうで、メンバー構成という点では、そういったこともいずれは検討することになるだろうと思います。

【砂子委員】

まず、この今までの答申内容の資料を作っていたということでありがたかったと思います。会議に来るまではどのような結論にしていくのだろうと思っていましたけれども、この審議会があってこれまで改善などがされてきたことを痛感しました。それで、私はやはり審議会があったほうがよいのではないかと考えています。それは、私も審議委員になって初めて行政側がいろいろな努力をしているということがわかりましたし、一般の方も公募で参加すればいろいろなことがわかって、自分もパブリックコメントに意見を出してみようとか、橋渡しにもなるのではないかと考えています。

【佐々木委員】

設置根拠が資料に書いてありますが、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例の第28条に審議会の設置が位置付けされている訳ですから市民参加を推進するという意味では審議会自体は無くせないと思います。ただ、審議会の運営や委員構成については十分に考える必要があると思います。初めは行政側も審議会自体も手探り状態でいろいろ議論があったと思いますけれども、これまでの取り組みの資料を作っていただきましてありがとうございます。これで非常にオーソライズされてきているのではないかと、職員の中に浸透してきているのではないかとということが窺えると思います。これから何をやるべきかというのは、私も一市民として大きな顔はできないのですが、市民が自発的に参加していくというようなこと。これは石狩市だけの問題ではないし非常に難しいとは思いますが、過激な発言を許していただくとすれば、このような審議会自体が市民参加の原点ですよね。一般公募の方がいない専門家だけを集めたような審議会が余所にありますが、行政の中だけでは限界があるから審議会というものがあると思っています。極端なことを言えば、本来、審議委員はボランティアでやるべきだと思います。ずいぶん昔の話ですが、私がスイスに行ったときに驚いたのは、議員制度などいろいろな問題はありますが、議員さんの数が非常に少ないのです。もちろん議会は議会としてしっかり機能しています。そしてボランティアで関わっている方が非常に多いということに本当にびっくりしました。これは市全体の問題になりますし、石狩市ではいろいろご苦労されていると思いますが、一緒にフィフティフィフティで知恵を出し合い、力を出し合いやっていくということで市民が参加ではなくて協働になってくると思います。日本の働いている方の条件などで、ボランティアに時間を割けないという実態はあると思います。私は前身が札幌市の職員だったものですから、石狩市は規模的にもやりやすいと思いますし、石狩市は市民との良い関係があると感じまして本当に誇りに思っています。これを推進していったら、住み心地の良い、ものすごく良いまちづくりができると思います。制度を改正したりすることがあれば、今後審議しなければならぬと思いますけれども、むしろ市民参加の実際をどうするか、今あるものがベストではないと思いますので、これはどんどん進化していくべきものだと思います。そういうことを考えるときに一緒にやっていくにはどうしたらよいのかを検討するためには大事な役割を持っていると思います。

【柴田委員】

私もこの審議会はあったほうがよいと思います。行政のいろいろなことがこの審議会に入って、勉強させていただいてわかってきました。市民の声も反映されていくと思うので、ぜひ、この審議会は継続したほうがよいと思います。

【西委員】

会は存続するのがよいと思います。佐々木委員からもご意見ありましたが、審議会というのは、この審議会にとどまらずボランティアでいうところで、報酬がなくてもということも、ひとつ検討すべきことかもしれません。ただ、ボランティアというものの定義が難しいというのが私の意見でして、報酬が無いとしても委員として承認するのが妥当だと思っています。この市民参加制度調査審議会のひとつの目的は、古い言葉ですが公僕として市民のために働く、まちづくりをしていくという意識を歓呼するためにあるべきだと私は考えています。それから、市民が一人では声を出せないけれども、審議会に公募で参画することによって、対等な立場で意見が言えるというふたつの役割があるのではないかと考えます。

【山本委員】

委員になって約1年になりますが、内容が理解できなくていろいろ苦労しておりましたけれども、市民参加制度に関するこの審議会ができて、そして委員構成としては一般公募の方が6名とかなり入られていらっしゃるということで、一般公募の方はそれなりのご意見を持って参加していらして、正直なところ私は団体のほうから指名されて、申し訳ありませんが何が何だかわからないで来ている状況です。ですからやはり一般公募の方が多く入られている審議会ということには相当な意味があると思いますので続けていっていただきたいし、先ほど出ておりました経費の関係ですが、ボランティアでやっているいろいろな役職がありますけれども、ほとんどが無報酬です。そして審議内容に高度、低度というものがあるか判断はできませんが、この審議会の内容で、このように高額な報酬をいただいて審議することは身の縮む思いがしています。

【傳法会長】

私も行政にいたことがあります、妥当だと思います。皆さんからはよいご意見をいただいていますので、どうぞ自信を持っていただいてよろしいかと思います。

【西野委員】

初めに、遅れてきたことにお詫びいたします。私は前回から非常に疑問だったのですが、この場はこの審議会の存続の是非を話し合うところではないと思っています。もし、市民の方が私たちがこんな内容を話し合っていると知ったら、私たちが報酬をもらって審議していることを怒ると思います。なぜかという存続するべきだから審議会があるのであって、公募であっても団体推薦であっても、委嘱されて審議する立場であるのに、私たちの間で、もう審議会をなくしてもよいのではないかという結論を仮に出したとしたら、それは市民の方に申し訳ないし、そういう結論にするのであれば、私は審議会の委員であってはいけないと思います。市民参加ができていないとか、職員が悪いように利用しているとかそういうことこそを、この審議会でも話し合っ、制度をもっと良くしていくためにはとか、審議内容を良くするためにはどのような対策を講ずるかというのを話すべきだと思います。

私が今思っている対策については、事務局から題材を与えられて話すのでは具体的なイメージも持ちにくいですし、うまくいっているように見えますが、具体的な個別の事例を見ていけば必ず改善点が出てくると思うのです。例えば、児童館建設のときには私も団体のほうでいろいろ関わっていま

したので、市民参加について努力されているところも見てきましたけれども、そのような事例を、市の担当者はこの会議に出ただいて「市としてはこのような対策をしているまたはしてきたけれども皆さんはどう思うか」ということを、ぜひ私は聴きたいと思います。それに対して私たちが意見を言って、個別具体の事例として市職員の市民参加に活かしてほしいと思いました。申し訳ない意見で本当にすみません。

【傳法会長】

そんなことはありませんよ。ありがとうございました。三島委員はいかがでしょう。

【三島委員】

私の発言からこのような状況になったのですが、市民参加制度の条例自体をきちんと理解してから臨んでほしいと思います。私が必要ないのではないかと言ったのは、この審議会は市民参加手続に関して話す場で、市民が市民参加をする場ではないという感じがします。市の職員が市民と協働していくための手続の条例ですから、今はマニュアルができあがっていますし、それがきちんとされているかいないかを審議する場ですよ。

【傳法会長】

それもありますね。

【三島委員】

皆さんの話を聞いていると、それもありますけれども、市民と行政がもっと協働していきたいという意見もたくさんあったように思います。それであれば、この場は手続がきちんとされているかどうかを話し合う場ではなかったのかという疑問が出てきて、しかし、市民と行政が協働していくというのは具体的にはすごく難しいと思いますが、私も何年か協働で活動してきておりますけれども、実際には実践していますが、お互いに思いがあってもなかなかうまくいかないところがあります。この審議会はそういうところを見つけていく場所なのかどうかもわからなくなっているのが事実です。それから15人の委員で検討するというのではなくて、前回も言ったように、もう少し人数を少なくしてやっていただきたいという考えもありますし、副会長が言ったように、団体推薦枠はもっといろいろなところを探してほしいという希望は以前からありました。できることなら、一般公募だけで成り立っていけたらよいという感じはします。

【傳法会長】

皆さんのお考えをいただきましてありがとうございました。今回、実際の流れを見ていただかないと、この審議会の置かれる位置というものも実感してもらえないと感じまして、事務局にお願いしてこの資料を作ってもらいました。ご覧いただいておりますように、かなり素朴な疑問などもいろいろ出されてきて、制度としては落ち着いてきているというあたりが見えてきて、審議会の中での話もかなり整理されてきたということで今回のような審議会のあり方というようなことになりました。市長が10年くらい前に市民の声を聴くことが大切だと言われて、ご自分の意志としてこの制度を作ったという経過を見まして、この審議会の果たしてきた役割は非常に大切なものがあるだろうと思っておりました。この審議会の必要性、具体的な進め方やメンバーなどは条例改正などの

問題もありますので事務局には整理してもらう必要があると思います。一般公募の方がこれだけいらして、いろいろな意見をいただくということは、市長が本当に望んでいらしたことだと私自身は思っております。

【三島委員】

質問ですが、市職員が委員として2名いますが、いつも出ていらっやらないということはどういうことなのでしょう。

【傳法会長】

今日も細川委員と丸山委員が来ていませんが、こんなに重要なことなのにいけませんよね。

【事務局（佐々木部長）】

丸山委員は担当している国際交流協会の会議を今やっています、そちらのほうに出席しています。細川委員のほうは総務課ですので人事を担当しているのですが、今、人事異動のヒアリングをしております、大変申し訳なかったのですけれども欠席ということになっております。

【傳法会長】

佐々木部長から市のほうに伝わっていくことは間違いのないと思います。

【三島委員】

そういうことではなくて、欠席されている2名も私たちと同じ立場で委員になっていると思います。そして職員の立場で、きちんと市民参加手続がなされているかを検討するために委員として入っている訳ですから、忙しいのは十分に知っていますけれども、ぜひ出席して、職員としての意見もきちんと行って検討していきたいということは前回から思っておりました。

【傳法会長】

そのことはぜひ佐々木部長からもお伝えいただきたいと思います。皆さんそれぞれ忙しいのですから、私も三島委員のおっしゃるとおりだと思います。組織という点からすれば、佐々木部長は企画経済部の部長ですから、特に丸山委員の部分については十分にカバーしていただきたいと思いますけれども、総務部の部分は必ずしも十分ではないのではないかとこのところもあります。どうぞお伝えいただきたいと思います。

【浅井委員】

私も質問してよろしいでしょうか。先ほど報酬の話が出ましたが、私はボランティアというのはあまり賛成できませんが、いずれにしても私が疑問なのは石狩市の中の審議会によって報酬に違いがある。例えば、私が以前参加していた障害福祉計画作成委員会は3,000円です。市民参加の審議会では、普通の委員は5,400円です。障害福祉計画作成委員会のほうが議論のレベルが低いということでは全くない訳で、同じように非常に大切なことを議論しておりました。審議会によって差があることが疑問です。

【事務局（佐々木部長）】

条例で設置されている審議会であれば、この審議会と同じ金額の報酬をお支払いしております。ただ、市の内規で設置されている審議会的なものについては、取り扱いが統一されていないというこ

るがありまして、3,000円というのは、おそらく委員報酬というよりも謝礼というような形のものであったと思います。障害福祉計画作成委員会は臨時的に設置されているものですから、条例的な審議会とは少し違うことになっていると思います。所管のほうでどういうことで3,000円という金額を設定したのか、申し訳ありませんが私のほうでは把握しておりませんが、現状としては、委員に対する報酬として支出するケースと謝礼のような形で支出するケースと2通りあると聞いているところです。おそらくその関係だと思えます。

【浅井委員】

わかりました。

【傳法会長】

皆様のご意見を伺っておりまして、この審議会は大切な審議会なので続けていくべきであるというご意見であると全体として思いますが、それでよろしいですね。

今いただいたご意見の中で、これから来年度に向けて検討するべきものとして、審議の内容によるかもしれませんが、基本的には市民の声を聴くための手続の内容を審議するということでして、その中で先ほど出されましたメンバーをどうするかということですが、皆さんは任期がもう1年ありますし、実のある審議会にしていくということですので、来年度、またご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

私もメンバーでしたが、第4次の審議会の時に具体的な事例も検討してはどうかという提言をしております。前回、教育プランについてご意見をいただきました。あのような事例を出しながら意見交換をすることは結構難しいことでもありますね。1回目は前年度の報告をいただき、2回目では具体的な事例について検討してきました。今回は審議会のあり方についてご意見をいただいております。今後の進め方ですが、だいたい年3回を基本にしていますが、これについてはいかがでしょうか。今までどおりでよいとするか、回数を減らしてもよいとか、問題が出たときに開催するとか、いろいろな考え方があると思いますが、これまでは年3回やってきたという経過はあります。

【砂子委員】

正式な審議会の前に勉強会をやって、その勉強会を含めると年4回という年がありました。

【三島委員】

市民参加制度調査審議会では何をすることが理解できないということで、理解をするために、本当の審議会が始まる前に勉強会という形だったと思います。

【西委員】

オリエンテーションみたいなものでしたね。私はこの審議会はとても難しい審議会だと思っておりますし、そういうレクチャーを受けることで市の方向性もよくわかりますので、新しいメンバーになったときはもう一度おさらいをする意味であったほうがよいと思います。

【傳法会長】

それは随時やっていく必要があるでしょうね。

【佐々木委員】

今回、事前のオリエンテーションがありましたよね。

【事務局（佐々木部長）】

新任の委員の方を対象にオリエンテーションをやっています。

【傳法会長】

進め方について何かご意見はありますか。年3回のペースは苦ではないですよ。このように落ち着いてきますと、大問題があるという審議内容は全体的に減ってきていると思います。

【三島委員】

事務局にお尋ねします。市民参加制度調査審議会では、行政がやっている条例や計画をつくることについてマニュアルどおり市民参加手続がなされているかを委員に対して検討してもらいたいということに尽きているのでしょうか。それとももっと市民と行政が協働できちんとしたまちづくりをやりたいということをもう少し掘り下げて話し合っほしいという願いもあるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

今日の資料の3ページ目に審議会の所掌事務がありますけれども、基本的にはこの、は市民参加制度そのものを変えていくということについて良いか悪いかをご検討いただくということになりますが、は実際に決められたとおりにやっているか、あるいはマニュアルどおりにやっているかというあたりの評価をお願いするということになります。最後に三島委員がおっしゃったのはの話になると思います。行政活動への市民参加の推進ですから、協働的なものも一部入ると思いますが、いずれにしても市民と市役所が一緒に何かをやっていくということについて必要な事項があるのであれば、それは随時提言をいただければというようなことを考えながら、事務局としては運営させていただいているということです。

【三島委員】

そういうことであれば、市役所のこれからの1年間の行政活動はある程度決められますよね。

【傳法会長】

市長の市政執行方針みたいなものですか。

【三島委員】

市政方針みたいなものがあって、その下にいろいろな予算があって、各部でこういうことをしていきたいという1年間の方針みたいなものはありますよね。

【事務局（佐々木部長）】

議会の審議に主な予算項目はこういうものがありますというものは資料としてありますが。

【三島委員】

私が今、関係している案件であれば、来年度中に一般廃棄物処理計画みたいなものがつくられることになっています。計画がつくられるまでのスケジュールを決めるときに、この審議会で市民と行政が協働していく上でこのような方法があるという提案はできないものですか。

【事務局（佐々木部長）】

そういう機能についてはあまり考えていませんでした。今のごみ処理に関する計画の話であれば、

環境審議会に諮られる話ですね。その環境審議会での進め方に対してこちらの審議会が注文をつけるというのは整理が難しくなるのではないかとこのところがありまして、この審議会としては計画をつくった後で、そのプロセスについて改善すべき点があったと考えるのであれば、そのことを事後的に言って、事後的に言われたことによって、この次に似たようなことをするときと同じ轍は踏まないように改善していきましようというのがこの審議会の役割として今の段階では整理しております。

【傳法会長】

役割分担をしておりますから、専門のところは審議をして、ただしそのやり方におかしいところがあれば、この審議会では取り上げることはできませんが、各事業にこの審議会が指示をするということにはならないですね。

行政が市民の声を聴いて円滑に進められているかというあたりについてお目付け役的な役割を果たしているところもありますから、非常に大切な審議会であるというのは改めて確認していただきましたね。

【三島委員】

ここは市民の声を聴くのではなくて、市民の声を聴いたかどうか検証する会ですよ。

【佐々木委員】

そうですね。制度を調査するところですから。むしろ制度調査ではなくて、制度検証ですよ。検証して次に活かすということですから、個々のものをやりだしたらきりが無い。逆に言えばこの委員に関係した案件であれば議論されるけれども、そうでなければその分野については、等閑になることはないと思いますけれども、温度差が出ることは考えられます。行政側がマニュアルなども含めて、しっかり意識して進めていっていただくことを前提にして、もう少し改善したほうがよいのではないかとこのところは後付けでも構わないので、いろいろな面での意見や、パブリックコメントなどを参考にやっていくこと。そしてこのようなことは時間がかかると思うのです。行政だけでなく市民も勉強していかなければならないと思います。理解するためには時間がかかりますし、それまではまずかったところが出てくるかもしれないけれども、それを少しずつでも改善して良くしていこうという意識にみんなで行きたいと思っています。

【三島委員】

行政の計画などはすごくスパンが長くて、10年、5年という計画ですよ。そのときに協働意識がなく作られて、何か意見があっても、次に言えるのは10年後になってしまうので問題だと思ったのですが、この審議会の役割はわかりました。

【佐々木委員】

一度にがっちりした計画が出るのではなくて、構想が出て、それに対して基本計画が出てきて、それから実施計画という形で出てくるはずですから、興味のあるところからやっていって、先日も男女共同参画計画のパブリックコメントを募集しているというのが回覧板で流れてきて、私は意見は出しませんでしたけれども、興味があったものですから見させていただきました。みんなにそういう意識を持ってもらいたい。やはり意識のある人というのは少ないのではないのでしょうか。私の夫なんかも

あまり意識していないようです。

【傳法会長】

この審議会の役割については確認できましたが、審議会がもっと効果を出していくためには、今日いただいたご意見としては、メンバーのあり方と人数ですね。このあたりについては次回、もう少し具体的な意見交換をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

今日は一番の基本になるこの審議会の大切さというものを確認していただけたという点で、私も大変うれしく思っております。石狩市が全国で最初にこの制度をつくられたということでも大変大切な審議会ですので、これからも良い意見交換をしていければと思います。

このようなまとめでよろしいでしょうか。やはり今日は、この審議会を一体どのようにしていくのだろうということを考えていまして、やめるとなれば難しいであろうと私は思っていました。この審議会に代わるものはなんだろうということになればなかなか思いつかないということもありまして、そういう意味では、皆さんが大切にいただけたということを確認できたという点で、私は大変良い意見交換ができたと思っております。

次回のことも含め、このようなことを検討したいというようなご意見はありませんか。

【西委員】

今日いただいた資料に第4次からの答申ということで4項目書かれておりますが、一番近い審議会で出されたものが具体的にどう実施されているかということを確認することがあってもいいかなと思います。例えば1の で意見交換会を追加となっておりますが、そのような事例があったかどうかも知りたいですし、 の具体的な事例の掲載というのは広報で知らせるという発言もあったと思います。2の職員研修のときに私たち審議委員が参加するということも実際に行われたかどうかというような形で、この4項目の実態も評価することが大事だと感じました。

【三島委員】

西委員の意見にプラスして、今年度パブリックコメントを募集したというようなことも一覧にさせていただきたいと思います。

【傳法会長】

それは来年度にしてくれると思います。

【浅井委員】

以前からずっと疑問に思っていたのですが応募希望者登録制度にはどれくらいの方が登録していますか。

【事務局(田村主査)】

こちらの制度は平成17年度から実施しておりまして、毎年度登録制ですので、年度の最後には登録が切れてしまうという方式をとっています。これまでに17年度に3名、21年度に2名で、ご利用いただきましたのはこれまでに5名です。現在、登録されている方はいらっしゃいません。

【浅井委員】

私はもっと多いと思っていたので、意外な数字でしたが、それであればどうしたらもっと効果

的な制度にしていけるかということもテーマになるのではないかと思います。

【傳法会長】

それもテーマのひとつになるでしょうね。

ご意見、ご質問等々がなければ、今日お出しいただいたご意見を事務局のほうでまとめていただいて、来年度の第1回の審議会で検討させていただきたいと思います。

来年度の第1回はいつごろを予定されていますか。

【事務局（佐々木部長）】

今年度の実施状況を取りまとめて次回お出しすることになりますので、そのための準備が若干必要ですから、昨年と同じくらいの6月上旬に1回目ということになるかと思います。

【傳法会長】

皆さんもそのつもりでいていただけたらと思います。

他にご意見、ご質問はありませんか。事務局は何かありませんか。

【事務局（佐々木部長）】

ありません。

【傳法会長】

皆さん今日は大変熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。今年度最後の審議会でございますが、これをもちまして終了させていただきます。皆さんありがとうございました。

平成23年3月24日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 傳法公磨